

2 労働委員会の機能

労働委員会の機能は、大きく分けると次のようになる。

- ① 労働組合法を中心とした不当労働行為事件の審査など行政処分を行う機能
- ② 労働関係調整法を中心とした労使関係の調整を行う機能

労働者又は労働組合に対する不当労働行為事件の命令など行政処分を行う場合には、司法手続に準じた形式で、中立な立場にある公益委員のみが手続を主宰し命令を出す。ただし、労使委員は労働問題の専門家として意見を述べ、あるいは事件の両当事者を説得し、合議（公益委員による行政処分を行う前の会議）の前に意見陳述を行うなど、妥当な解決に導く努力を行っている。実際、不当労働行為事件の7割以上は、当事者が和解することで解決している。

また、労働争議の調整については、できる限り当事者の自主的な解決を促しつつ簡易迅速に解決を図るあつせん、公労使三者による調停、公益委員のみにより検討を行い当事者を拘束する裁定を行う仲裁まで、局面に応じて柔軟に解決を図ることができるようになっている。

II 不当労働行為事件の審査

1 不当労働行為の救済制度とは

不当労働行為救済制度は、憲法で保障された団結権等の実効性を確保するために、労働組合法に定められている制度である。労働組合法第7条では、使用者の労働組合や労働者に対する次のような行為を「不当労働行為」として禁止している。

〔不当労働行為として禁止される行為〕

(1) 組合員であることを理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止（第1号）

- ① 労働者が、
 - ・ 労働組合の組合員であること、
 - ・ 労働組合に加入しようとしたこと、
 - ・ 労働組合を結成しようとしたこと、
 - ・ 労働組合の正当な行為をしたこと、

を理由に、労働者を解雇したり、その他の不利益な取扱いをすること。

- ② 労働者が労働組合に加入せず、又は労働組合から脱退することを雇用条件とすること（いわゆる黄犬契約）。

(2) 正当な理由のない団体交渉の拒否の禁止（第2号）

使用者が、雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを、正当な理由なく拒むこと。

※ 使用者が形式的に団体交渉に応じても、実質的に誠実な交渉を行わないこと（「不誠実団交」）も、これに含まれる。

(3) 労働組合の運営等に対する支配介入及び経費援助の禁止（第3号）

- ① 労働者が労働組合を結成し、又は運営することを支配し、又はこれに介入すること
- ② 労働組合の運営のための経費の支払いにつき経理上の援助を与えること

(4) 労働委員会への申立て等を理由とする不利益取扱いの禁止（第4号）

労働者が労働委員会に対し、不当労働行為の申立てをし、若しくは中央労働委員会に対し再審査の申立てをしたこと、又は労働委員会がこれらの申立てに関し調査若しくは審問をする等の場合に労働者が証拠を提示し、若しくは発言したことを理由として労働者を解雇し、その他不利益な取扱いをすること。